

令和4年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和4年8月4日 答申 附帯事項

I 関係省庁が連携して、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府に強く求める。

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること
- ② 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと

II 大阪労働局に対しては、以下のことを要望する。

- ① 大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

I-① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること

最低賃金引上げに向けた環境整備のより一層の推進を図るため、令和4年9月1日に業務改善助成金の要件緩和・拡充が図られた。

- ・ 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、原材料費等高騰等の要因により利益率が減少した事業者へも拡充
- ・ 事業場内最低賃金が相対的に低い地域の事業者への助成率を引き上げ



さらに、令和4年12月にも総合経済対策を踏まえた拡充が図られた。

- ・ 特に最低賃金引上げが困難と考えられる「事業場規模 30 人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ
- ・ コロナの影響により売上高が減少した事業場、原材料費等高騰等の要因により利益率が減少した事業場の助成対象経費を拡充
- ・ 事業場規模を 100 人以下とする要件を廃止

I-② 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと

1 経済産業省、中小企業庁の取組

- ・ 令和4年9月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査に基づき、交渉と転嫁の状況が芳しくない親事業者に対して、指導・助言を実施
- ・ より一層の自主的な取引条件の改善を促す観点から、発注側企業約150社の交渉と転嫁の状況リストを公表
- ・ 令和5年3月の「価格交渉促進月間」では中小企業30万社へフォローアップ調査を行うとともに、300名に増強された下請けGメンにより年間1万件のヒアリングを実施して、業種ごとの課題の把握分析

【※ 令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料より】

2 厚生労働省の取組

- ・ 1月～3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施
- ・ 賃金引上げに関するWebページを開設。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

II-① 大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと

1 的確な周知広報

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を依頼

10/1から大阪府最低賃金が改定されました

パートやアルバイトを含むすべての労働者に対し、使用たり1,023円以上の賃金があります。

大阪府労働局賃金課
☎6949-6502

大阪府最低賃金が改正

10月1日から時間額で1,023円に改正されます。

詳しくは市HP参照

大阪府労働局賃金課
(☎06-6949-6502) か
市雇用推進課
(☎228-7404 FAX228-8816)

大阪府最低賃金時間額が1,023円に!

10月1日(日)から、大阪府最低賃金時間額が1,023円になります。使用者は、パート・アルバイト等を含む全ての労働者に対して、この金額以上の賃金を支払う必要があります。ただし、特定の産業の労働者については、別に「産業別最低賃金」が定められています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

【詳細サイト】 <https://jsite.mhw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

【問合せ】 大阪府労働局賃金課 (☎06-6949-6502)

大阪府内の最低賃金が改定されました!

時間額 1,023円 令和4年10月1日(日)

最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金は「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、地方の最低賃金が同様に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の場合は「特定最低賃金」の適用が除外されます。「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 当該事業所がたばこ販売業
2. 出入行船主が月単位の賃金計算をする
3. 労働または内付の業務に限定して受託する
- (注) 特定最低賃金の適用除外については、業種によっては上記以外の条件が適用される場合があります。詳しくは大阪府労働局ホームページ「大阪府の最低賃金の紹介」ページをご覧ください。

※最低賃金の適用については期間があります。

※労働者向上のための研修等を行い、事業場内最低賃金を一部以上引き上げた場合その労働者向上のためのコストを労働者の賃金に反映することができキャリアアップ賃金制度も適用されます。また、全てまたは一部の期間的労働者の最低賃金の適用除外も適用されます。2%以上削減した場合は適用を受けることができませんキャリアアップ賃金制度も適用されます。

【お問い合わせ】 本局賃金課 労働基準部 賃金課 TEL:06-6949-6502 FAX:06-6949-6503

【詳細情報】 賃金の最低額を確保し、労働者の権利を守ります。

(2) マスメディアを通じた周知広報



令和4年8月4日 答申



答申後の記者会見



J:COM

「LIVEニュース～大阪・東大阪・かわち・北河内～」

(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知

- ・大阪信用金庫において、電子掲示板へ動画を掲載
- ・大阪信用金庫広報誌「だいしんNOW」(11、1月号)に掲載
- ・池田泉州銀行大阪府内各支店において、大阪労働局版リーフレットを配架



一定の条件の下、賃金引上げに取組む事業主を支援する制度もあります。

例えば…

業務改善助成金
生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

大阪府最低賃金が 令和4年10月1日から 時間額1,023円

厚生労働省 大阪労働局からのお知らせ

大阪府最低賃金

時間額 **1,023円**

令和4年10月1日から

大阪労働局からのお知らせ

大阪府最低賃金は 令和4年10月1日から **1,023円** に改定されました。

最低賃金の詳細は、大阪府労働局ホームページをご覧ください。

大阪府労働局賃金課もしくは最寄りの労働基準監督署へ

お問い合わせ TEL 0120-068-116

大阪府が労務相談支援・賃金相談センターを設けています。賃金引き上げを支援する公的支援制度(助成金・制度適用助成金・賃金相談)について、利用可能な制度のご案内等無料で相談いたします。

デジタル分野などの人材育成に 人材開発助成金(人材開発促進コース)まで活用ください。もっと使いやすく、制度を見直しました!

申請の主な要件見直しは、申請事業主と関係性が認められる者が設置する施設が利用可能、提出書類の一部を簡易(同時双方同意は出庫状況のみ)から簡易(受領書を捺印したスクリーンショットなど)に、雇用契約書(雇用契約書)に、定額制サービスはオンラインのみで、かつ両方同意も可能、OJT訓練指導者の要件変更及びOJTの実施要件の変更など、利用しやすいように見直しを行いました。

人材開発助成金 ①高度デジタル人材 ②情報技術分野 ③デジタル分野 ④高度人材育成 ⑤雇用の創出 ⑥雇用の維持 ⑦雇用の拡大 ⑧雇用の確保 ⑨雇用の安定 ⑩雇用の向上

お問い合わせ 大阪府労働局助成金課

大阪労働局からのお知らせ

厚生労働省

知っていますか? 自分の最低賃金

最低賃金の名称	時間額	施行期
大阪府最低賃金	1,023円	令和4年10月1日
漆料製造業	1,031円	令和4年12月1日
機械・金属製品製造関連産業	1,028円	令和4年12月1日
鉄鋼業		
非鉄金属製造関連産業		
電気機械器具製造関連産業	1,023円	令和4年10月1日
自動車・同附属品製造業		
自動車小売業		

※印の特定最低賃金について、令和4年度の改正はありません。大阪府最低賃金が適用されます。

お問い合わせ 大阪府労働局 賃金課 TEL 06-6949-6502

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

※月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

時間外労働	2023年3月31日まで	2023年4月1日から
1か月の時間外労働 1日超過(1日の時間外労働) 1日超過(1日の時間外労働)	60時間以下 50%	60時間以下 50%
60時間以下 60時間超	25%	50%
60時間超 60時間超	25%	50%

お問い合わせ 大阪府労働局賃金課 06-6949-6490

2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(4) ポスター・リーフレットによる周知

厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

- ・大阪労働局版リーフレット 40,768 枚
- ・大阪労働局版特賃リーフレット 89,117 枚
- ・大阪労働局版近畿リーフレット 5,777 枚
- ・厚生労働省版リーフレット 58,908 枚
- ・パンフレット 10,688 枚
- ・ポスター 2,847 枚



厚生労働省版 リーフレット



大阪労働局版 リーフレット



大阪労働局版 特賃リーフレット

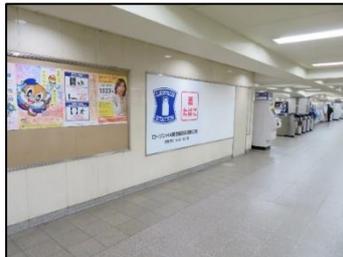


大阪労働局版 近畿リーフレット

(5) 在阪鉄道各社主要駅でのポスター掲出



北大阪急行(千里中央駅)



阪急(梅田駅)



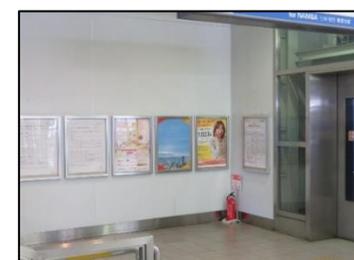
JR学研都市線(長尾駅)



大阪メトロ(谷町四丁目駅)



阪堺(天王寺駅前駅)



南海(泉佐野駅)

(6) 確定申告会場等での周知



堺税務署 確定申告会場



イオンモール 大阪ドームシティ



世界一・日本一合同企業説明会
(大阪新卒応援 HW)



「ららぽーと門真」出店者向け説明会



大阪労働局労働保険適用・事務組合課
労働保険年度更新会場



茨木労働基準監督署
労働保険年度更新会場

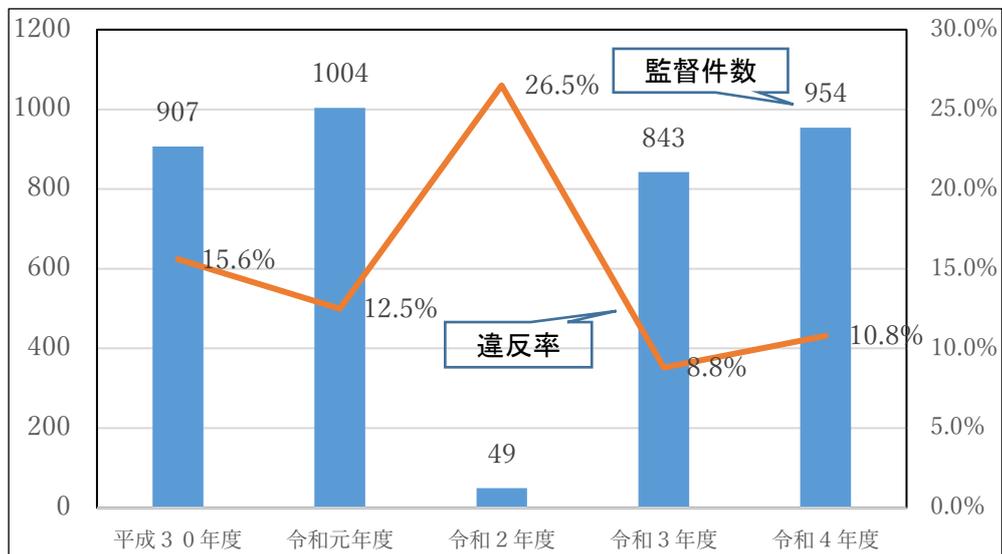
(6) 10月1日以降最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対し、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知

(7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し改正最低賃金額、事業主支援策を周知

(8) 大阪府信用金庫協会各店でのリーフレットの配架

(9) 過去5年間違反事業所・減額特例許可事業場への周知

2 履行確保の取組
最低賃金主眼監督



・各種情報や統計結果から最低賃金未満のおそれの高い業種等の中小企業・小規模事業場を対象として毎年実施。

3 検証と課題・今後の取り組み

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。

最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

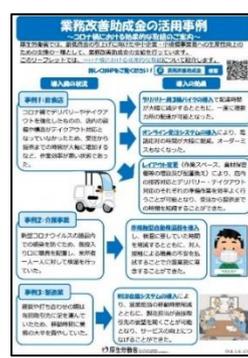
Ⅱ-②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和4年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組を実施

- (1) 大阪労働局全体としての取組を局内外に周知
- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用促進を図った。
- (3) 労使団体、中小企業と関わりの深い機関等への周知協力要請
- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催



- (5) 最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、労働基準監督署から改定額とともに支援策の活用を周知



(6) 10月1日以降最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対し、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知（再掲）

(7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策を周知（再掲）

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

電話・メール・訪問・窓口相談・セミナー等、あらゆる手段で、より相談しやすい環境を整え、助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働き甲斐を高める賃上げ策等のニーズを踏まえた個別相談に応じている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	2,641	2,084	2,204
セミナー開催数(回)	105	114	159
セミナー参加者数(人)	2,478	4,050	5,236
訪問コンサルティング(件)	867	776	1,290

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

・各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、通常は労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施している。

・「最低賃金周知・支援月間」では、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、労働基準監督署から改定額とともに支援策の活用を呼びかけた。

・1月～3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施。(再掲)

4 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会

・令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金や各省庁の支援策について、横断的に周知を行えるよう設置されたもの。

・「最低賃金周知・支援月間」では、作業部会構成員へ大阪労働局版リーフレットを送付し、作業部会構成員から各傘下企業・団体等へ周知していただくよう協力要請を行った。

・令和4年10月24日に作業部会を開催。労働局・各構成員の周知の状況や事業主支援策の活用状況について共有を行った。

5 大阪における支援策活用状況

(1) 厚生労働省関連

名 称		令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務改善助成金	申請件数	42 件	360 件	510 件
	実績件数	21 件	285 件	370 件
働き方改革推進支援助成金 ※ 成果目標を賃金引き上げとして いるもの	申請件数	17 件	17 件	42 件
	実績件数	14 件	17 件	34 件
キャリアアップ助成金 ※ 賃金規定等改定コース、賃金規 定等共通化コース	申請件数	343 件	128 件	228 件
	実績件数	331 件	141 件	208 件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コー ス、教育訓練休暇等付与コース、 特別育成訓練コース、人への投資 促進コース、事業展開等リスクリン グ支援コース	申請件数	4,056 件	5,017 件	4,936 件
	実績件数	5,437 件	4,519 件	4,760 件
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワ ークコース	申請件数	0 件	0 件	6 件
	実績件数	0 件	0 件	6 件

【※ 年度毎の受付申請と支給実績の件数です。】

(2) 経済産業省関連

名 称	令和4年度 実績件数
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	726 件
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	1,939 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金)	4,914 件
中小企業等事業再構促進事業	2,760 件

【※ 各制度のサイトから集計】

6 検証と課題・今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援策の周知を図っていく。

II-③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること

1 自治体への文書による配慮要請

- (1) 厚生労働省から各都道府県知事・政令指定都市市長あてに、要請文書を送付。
- (2) 大阪労働局から大阪府知事と連名で政令指定都市以外の大阪府内自治体へ要請文書を送付。
- (3) 大阪労働局労働基準部長から国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書を送付。

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

令和5年7月5日に新たに枚方市と3例目となる協定を締結。



伏見枚方市長(左)と
木原大阪労働局長



3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。

最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

II-④下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 近畿経済産業局との連携

「下請けかけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」へ令和5年2月に出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携を図った。

2 労働基準監督署における取組の強化

賃金の引上げの意向を持たないこと等を把握した事案で、その要因として以下の行為が存在しているおそれのある場合、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行っている。

また、令和4年度から監督指導において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められなくても、公正取引委

員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行うもの、と拡充が図られている。

- (1) 下請法第4条(親事業者の禁止行為)の違反行為、独占禁止法第19条(物流特殊指定)の違反行為がある場合
- (2) 元請負人による建設業法第19条の3等の違反行為がある場合

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。